

# 熊本県情報公開審査会の答申(平成16年2月19日付け答申第82号)の概要

## 1 事案の概要

- (1) 平成15年6月2日、熊本県知事(以下「実施機関」という。)に対して「平成9年、熊本県土木部都市計画課課長補佐他2名が『植木町土地区画整理事業推進協議会(以下「推進協議会」という。)]に参加し作成した議事録、報告書、稟議書、文書、メモ等一切全部」の開示請求があった。
- (2) 平成15年6月16日、この請求に対し実施機関(担当:都市計画課)は、「請求のあった文書は存在せず、またそれが作成されたことも確認できない」として、行政文書の不存在による不開示決定を行った。
- (3) 平成15年6月19日、開示請求者から、文書は存在するはずとして異議申立てが行われた。
- (4) 平成15年7月1日、実施機関は、情報公開条例第19条第1項の規定により、熊本県情報公開審査会に諮問を行った。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対する答申である。

## 2 争点

開示請求のあった文書は存在するか否か。

## 3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<p>推進協議会は、植木土地区画整理事業基本構想を作成した根本の協議会であった。実施機関は、この協議内容に基づき、建設省とさらに協議を重ねている。この重要な協議会の記録を作成しないはずはない。</p> <p>出張報告あるいは協議報告文書を作成するのは、熊本県職員服務規程第18条の「復命の義務」からも職員の義務である。</p>	<p>請求に該当する文書・電子データが存在せず、当時の担当係員にも、書類を作成したという明確な記憶がなかったため、不開示決定を行った。</p> <p>都市計画課では、執務室の移動や配置換えの際に不要な書類を廃棄したことがある。</p> <p>都市計画課の職員が推進協議会に参加したのは確かであるが、会議資料等の文書は何らかの形で存在したものの、平成12年に廃棄された可能性がある。</p>

## 4 答申の概要

- (1) 審査会の結論

審査会では、都市計画課の書庫等の調査を行ったが、該当する文書は確認できなかった。よって、実施機関が行った不存在による不開示決定は、取り消すべきものとは言えないと結論づけた。

## (2) 審査会の判断の要旨

### ア 推進協議会について

推進協議会は、土地区画整理事業について植木町が対外的な説明や協議を進めていくための基本構想をまとめる目的で行った、法律等の手続に基づくものではない県の実務者との協議であった。

### イ 書庫等の調査について

実施機関は、本件行政文書は存在しないと説明し、また本件行政文書を廃棄した可能性についても言及している。そこで、当審査会では、本件行政文書の存在・不  
存在及び関連文書の管理状況を確認するため、事務局職員をして都市計画課の書庫等の調査を行わせたが、本件行政文書に当たるものを発見するには至らなかった。

関連文書の管理状況としては、土地区画整理事業に関し、都市計画法などの法律に基づく諸手続あるいは補助金に関する書類等は、熊本県文書規程に基づく処理(以下「文書登録」という。)が行われていたが、文書登録された簿冊とは別に、登録されていない簿冊も存在した。

### ウ 本件行政文書の存在・不存在について

本件行政文書の取得又は作成から廃棄に至る経緯を確定させることはできないが、現時点においては存在しないものと判断するほかはない。

このように、文書の取得又は作成から廃棄に至る経過を確定することができないことの主たる理由として、文書登録がされない文書が多く、保存すべき文書とそうでない文書の整理が不十分な状態で文書管理が行われてきたということが考えられる。

実施機関においては、適正な文書管理(具体的には、保存すべき組織共用文書の登録手続を適正に行うこと)を徹底させることが必要である。しかしながら、本件行政文書については、当審査会においても存在を確認することができないので、本件不開示決定を取り消すべきものとは言えない。

諮問実施機関	：熊本県知事（都市計画課）
諮問日	：平成15年 7月 1日
答申日	：平成16年 2月19日（答申第82号）
事案名	：植木士地区画整理事業推進協議会議事録等の不開示決定（不 存在）に関する件（平成15年諮問第118号）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書の不存在による不開示決定は、取り消すべきものとは言えない。

### 第2 答申に至る経過

- 1 平成15年6月2日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、「平成9年、熊本県土木部都市計画課課長補佐他2名が『植木町士地区画整理事業推進協議会』に参加し作成した議事録、報告書、稟議書、文書、メモ等一切全部」（以下「本件行政文書」という。）について行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成15年6月16日、実施機関は、「請求のあった文書は存在せず、またそれが作成されたことも確認できない」として、行政文書の不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成15年6月19日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成15年7月1日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取り消し、本件開示請求に基づ

く開示を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 植木土地区画整理事業推進協議会（以下「推進協議会」という。）は植木土地区画整理事業の基本構想を作成した根本の協議会であり、実施機関は、この協議内容に基づき、当時の建設省都市局区画整理課とさらに協議を重ねている。実施機関は、請求のあった文書は存在せず、またそれが作成されたことも確認できないと言うが、この重要な協議会の記録を都市計画課が作成しないはずはない。
- (2) 都市計画課は、植木土地区画整理事業の許認可権を持つ主管課であり、当然に出張報告あるいは協議報告文書を作成するのが熊本県職員服務規程第18条の「復命の義務」からも職員の義務である。主管課でない道路政策課や下水道課でさえ保有管理している文書を主管課が保有していない理由はどこにもない。
- (3) 植木都市計画及び植木土地区画整理事業の基本計画及び行政施策につながる推進協議会の協議内容の記録は当然作成されており、第二種分類に該当する10年保存文書で、重要な会議に関する文書である。

## 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している内容は、次のように要約される。

### 1 推進協議会について

推進協議会は、実施機関（都市計画課、道路建設課、下水道課、山鹿土木事務所工務課。いずれも当時の名称。）、植木町及び同町が委託した建設コンサルタント会社の3者で構成され、植木町は事務局、建設コンサルタント会社は資料作成・整理、実施機関は各課からの意見を出して検討を進めるという勉強会的位置づけであった。

### 2 本件行政文書を管理していないことについて

- (1) 本件行政文書については、担当係の復命書綴りの中になく、書棚及び書庫、担当係員が使用しているパソコンやCD-Rを含めた記憶媒体中

も探したが請求に関する文書・データは存在しなかった。また、当時の担当係員からも聞き取りを行ったが、書類を作成したという明確な記憶がないこともあって「請求のあった文書は存在せず、また、それが作成されたことも確認できないため。」として不開示決定を行った。

(2) 次のとおり、都市計画課の職員は推進協議会に出席し、会議資料等の文書は何らかの形で存在したが、平成12年に廃棄された可能性がある。

ア 別件の開示請求により、都市計画課になかった文書が道路政策課と下水道課にあることが判明した。また、植木町で開催された第1回の推進協議会に都市計画課職員が出席した時に作成された旅行命令簿が存在する。

イ 都市計画課の執務室は、平成12年度に庁舎の8階から11階に移動し、また平成13年度には課内での配置の移動を行っている。当時の担当係員からの聞き取りで、その都度不要な書類を廃棄したことが分かっている。

ウ 推進協議会は勉強会的位置づけであったので、作成された文書は第四種分類に該当する3年保存文書であると考えられる。この場合、文書の保存期限は平成13年5月までとなる。

## 第5 審査会の判断

当審査会では、異議申立人の異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する意見書並びに実施機関の理由説明書及び口頭による説明の内容に基づき本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 推進協議会について

(1) 植木町では、懸案であった土地区画整理事業を再開するに当たり、認可権限等を持つ実施機関との協議を円滑に進めるため、実施機関の関係課職員の参加を求め、同町の担当者や建設コンサルタント会社との間で協議を行う推進協議会を平成9年4月から同年7月までに計4回開催した。推進協議会には、植木町長からの文書による出席要請を受けて実施機関から都市計画課、道路建設課、下水道課及び山鹿土木事務所の職員が出席した。資料によれば都市計画課においては課長補佐、主幹、参事、他の課においては主幹、山鹿土木事務所においては工務課長が推進協議会の委員とされている。

平成9年9月30日に開催された植木町都市計画審議会の会議資料では、「植木土地区画整理事業の平成9年度経過報告」の項において、推進協議会の第1回から第4回までの開催日時と議題を紹介した後に「第4回協議会に於いて大まかな整備計画（基本構想）がまとめられ、関係機関との協議に入ることを確認」との記載がある。

- (2) 推進協議会は、法律又は条例により設置されたものではない。植木町が作成した推進協議会の設置要綱案が存在するが、実際に制定されたかは不明である。

道路政策課に保存されていた書類から、町当局の指示に基づき建設コンサルタント会社が作成したと見られる第1回、第2回及び第3回の会議の記録が、それぞれ次回の会議で配布されたことが認められる。

- (3) 以上からすると、推進協議会は、土地区画整理事業について植木町が対外的な説明や協議を進めていくための基本構想をまとめる目的で行った、法律等の手続に基づくものではない県の実務者との間の事実上の協議であったと考えられる。

- (4) 第1回の会議は植木町役場で、第2回目以降は県庁近傍にある町村自治会館で開催されている。第1回の会議については都市計画課職員4人の旅行命令簿が存在するので、少なくとも都市計画課職員の第1回会議への出席は出張であったこととなる。

出張については、熊本県職員服務規程第18条第1項で、「職員は、出張中の事務について、帰庁後直ちにその結果を書面又は口頭により上司に復命しなければならない。」とされている。

本件につき復命が行われたかどうか、また行われたとして書面（復命書）により行われたかは不明である。

## 2 本件行政文書について

以上からすると、本件の対象文書として考えられるのは、次の文書の全部又は一部である。

会議の当日配布され都市計画課の職員が持ち帰った会議資料（前回の会議の記録を含む。）

都市計画課の職員が復命書又は復命書に準ずる報告書等を作成したとすればその書類

### 3 書庫等の調査について

(1) 実施機関は、調査を行ったが本件行政文書は存在しないと説明し、また本件行政文書を廃棄した可能性についても言及している。そこで、当審査会では、本件行政文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、事務局職員をして都市計画課において土地区画整理事業を担当する市街地開発係が管理する文書について書庫等の調査を行わせたが、本件行政文書に当たるものを発見するには至らなかった。

(2) 関連文書の管理状況は、次のとおりである。

ア 市街地開発係の平成9年度の「復命書」又はこれに類する標題の簿冊は存在しなかった。

イ 土地区画整理事業に関し、都市計画法などの法律に基づく諸手続あるいは補助金に関する書類等は、例えば「平成9年度区画整理事業当初統一交付申請」などとして簿冊が編さんされ、簿冊名等を記載したステッカーをちょう付する等の熊本県文書規程に基づく処理（以下「文書登録」という。）が行われていた。この中で、植木土地区画整理事業については、植木町長から知事あての変更決定依頼（平成10年11月4日付け）及びこれに引き続く一連の手続の書類が「第108回都市計画地方審議会」との標題の簿冊中に存在した。

ウ 文書登録された簿冊とは別に、文書登録されていない簿冊が多く存在した。これらの中に、「植木中央地区2」、「植木中央地区3」という標題の簿冊が存在していることを確認した。「植木中央地区2」には平成10年8月から平成11年12月までに作成又は取得された植木土地区画整理事業に関する文書がとじられ、「植木中央地区3」には平成12年5月以降に作成又は取得された同土地区画整理事業に関する文書がとじられていた。

この2つの簿冊中の文書の多くは、同土地区画整理事業に関して植木町が作成した各種資料や新聞記事等であり、決裁・供覧の手続が取られたものはなかった。

エ なお、文書登録された文書は保存期限が満了した時点で所定の手続きを経て廃棄され、その際には廃棄文書一覧表が作成される。この廃棄文書一覧表の保存年限は3年であるが、現存する平成12～15年度の間都市計画課の廃棄文書一覧表中（平成9年度の書類で保存年限が3年であれば、平成13年度に廃棄されることとなる。）には、

本件行政文書が編さんされていたであろうとの推定につながる簿冊名は見出せなかった。

#### 4 本件行政文書の存在・不存在について

- (1) 「植木中央地区2」、「植木中央地区3」という簿冊が存在することからすれば、平成10年8月以前の文書をとじた「植木中央地区」又は「植木中央地区1」と題する簿冊が存在したものの、その後経緯は不明であるが、廃棄されたものと推測される。本件行政文書が存在していた場合に簿冊に編さんされていたかどうかは不明であるが、編さんされていたとすればこの簿冊に含まれていた可能性も考えられる。

結局、本件行政文書の取得又は作成から廃棄に至る経緯を確定させることはできないが、現時点においては存在しないものと判断するほかはない。

- (2) このように、文書の取得又は作成から廃棄に至る経緯を確定することができないことの主たる理由として、文書登録がされない文書が多く、保存すべき文書とそうでない文書の整理が不十分な状態で文書管理が行われてきたということが考えられる。

行政文書の適正な管理は、適切かつ迅速な情報公開を行う基礎となるものであり、条例第34条においても「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と規定している。

実施機関においては、この規定の趣旨にしたがい、適正な文書管理（具体的には、保存すべき組織共用文書の登録手続を適正に行うこと）を徹底させることが必要である。しかしながら、本件行政文書については、当審査会においても存在を確認することができないので、本件不開示決定を取り消すべきものとは言えない。

#### 5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
委	員	大江 正昭

委員 林田美恵子  
委員 前田 和美  
委員 渡邊 榮文

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年 7月 1日	・ 諮問（第118号）
平成15年 8月11日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成15年 8月25日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成15年11月 6日	・ 審議
平成15年12月17日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成15年12月24日	・ 書庫等調査
平成16年 1月30日	・ 審議